



NPO法のあらまし（富田林市版）

富田林市 市民人権部 市民協働課

※詳細は、「特定非営利活動（NPO）法人設立・運営の手引き」または、富田林市のホームページ <http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/public/section/fureaikouryuu/toppage.html> をご覧ください。

1 NPO法（特定非営利活動促進法）の趣旨

NPO法（特定非営利活動促進法）は、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動を行う団体に対して、簡易な手続きで広く法人格を付与することなどにより、特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的としています。

法人格を取得することによって、契約などの法律行為の主体となり、法人名義の資産の保有等の財産管理ができるようになります。また、社会的認知が得やすくなるとともに、個人やグループで活動を行うよりも、社会に対する強い影響が期待できます。一方、法人としての社会的義務や責任が発生します。

さらに、平成24年4月の改正法の施行により、運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

(1) 特定非営利活動法人の所轄庁

所轄庁（認証や監督等の権限を持つ責任者）は、その法人の事務所の所在地によって決められており、法人の主たる事務所が所在する都道府県知事（その事務所が一の政令指定都市区域内のみに所在する法人にあっては、当該政令指定都市の長）が所轄庁となります。したがって、大阪府内に主たる事務所（※）を設置する法人は、活動場所が大阪府外や海外であっても、2つ以上の都道府県に事務所を設置する場合であっても、所轄庁は大阪府知事となります。ただし、政令指定都市である大阪市、堺市の区域のみに事務所を設置する法人の所轄庁は、それぞれ大阪市長、堺市長となります。

また、大阪府においては、富田林市を含む下記の各市町村のそれぞれの区域内のみに事務所を設置する法人に係る認証事務（認定（仮認定）NPO法人に係る事務を除く）については、事務処理の権限を移譲しています。したがって、富田林市内のみに事務所を設置する団体は、富田林市長に設立認証の申請（認定（仮認定）NPO法人に係る事務を除く）等を行うこととなります。

大阪府から事務処理の権限が移譲された市町村（平成29年4月1日現在）	岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村
------------------------------------	---

※事務所とは、法人の事業活動の中心である一定の場所で、一般的には、責任者が所在し継続的に業務が行われる場所を指します。

(2) 法人に関する事務手続きの窓口

団体の事務所の所在地	窓口（お問合せ先）
富田林市内のみに事務所を置く団体	富田林市市民人権部市民協働課 Tel 0721-25-1000(内線473)

※ 大阪府のお問合せ先窓口については、下記の通りとなります。

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課府民協働グループ Tel 06-6210-9320（直通） Fax 06-6210-9322

2 特定非営利活動法人の要件

法人は、富田林市長の認証を受け、法務局で登記することにより成立します。法人となるには、次の要件を満たす必要があります。これらの要件は、すべて法に定められており、設立時の基本財産や過去の活動実績の有無などは、法人の設立要件ではありません。

〔目的に関すること〕

(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること

特定非営利活動とは、次に掲げる法に定める20のいずれかの活動に該当する活動と不特定多数の利益（※）の増進に寄与することを目的とする活動のことです。

※社会全般の利益を意味し、活動の受益者が特定されないこと、構成員相互の利益（共益）を目的とする活動ではないことをいいます。

NPO法に定める20のいずれかの活動に該当する活動

① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
② 社会教育の推進を図る活動	⑬ 子どもの健全育成を図る活動
③ まちづくりの推進を図る活動	⑭ 情報化社会の発展を図る活動
④ 観光の振興を図る活動	⑮ 科学技術の振興を図る活動
⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	⑯ 経済活動の活性化を図る活動
⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
⑦ 環境の保全を図る活動	⑱ 消費者の保護を図る活動
⑧ 災害救援活動	⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
⑨ 地域安全活動	⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	
⑪ 国際協力の活動	

(2) 営利を目的としないこと

特定非営利活動に係る事業を行うことで収益を得ることを禁止されませんが、それによって得た収益を構成員（役員や社員）に分配したり、財産を構成員に還元することは禁止されています。したがって、収益が生じた場合は、次年度の活動のために繰り越すことになります。

(3) 宗教活動を主たる目的としないこと

(4) 政治上の主義の推進・支持・反対を主たる目的としないこと

(5) 特定の公職の候補者、公職者又は政党の推薦・支持・反対を目的としないこと

〔社員に関すること〕

(1) 社員が10人以上であること

(2) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと（社員の入退会は、原則自由）

社員と会員の違いって…？

「社員」とは、日常的に使われる「従業員や職員またはスタッフ」のことではなく、法人の「構成員」のことをいい、法上、10人以上で法人が設立できることとされています。

一方、「会員」には法上の位置づけはありませんが、多くの法人が定款で会員を置くこととし、その種別を定めています。「社員」は「正会員」と呼称されることが多く、ほかに、法人のサポーターとして賛助会員を置いているNPO法人も多く見受けられます。また、法人によっては、サービスの円滑な提供という目的から、受益者を「サービス利用会員」と呼称している例もあります。

会員	正会員（法でいう「社員」） 法人の構成員。議決権あり。必置。
	賛助会員 法人のサポーター。議決権なし。必置ではない。
	サービス利用会員 法人が提供するサービスの受益者。議決権なし。 サービスを円滑に提供するために便宜上置かれることもある。

〔役員に関すること〕

- (1) 理事 3人以上、監事 1人以上であること
- (2) 欠格事由に該当しないこと
- (3) 親族等の制限規定に違反しないこと
 - ① 役員総数が 6人以上の場合は、親族は 1人までは役員になることができます。
 - ② 役員総数が 5人以下の場合は、1人も親族は役員になることはできません。
- (4) 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の 3分の 1以下であること



〔その他〕

暴力団、あるいは暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

3 特定非営利活動法人の運営

(1) 活動の原則

特定非営利活動法人は、特定の個人・法人その他の団体の利益を目的として事業を行ってはなりません。また、特定非営利活動法人を特定の政党のために利用してはなりません。

(2) 総会の開催

法人の事務は、定款で理事等の役員に委任しているもの以外は、総会の決議に基づいて行います。通常総会は少なくとも毎年 1回開催しなければなりません。また、理事が必要であると認めるときや社員総数の 5分の 1以上（定款で増減可能）から請求があったときは、臨時総会を開催することができます。

(3) 役員役割

法人には、理事 3人以上、監事 1人以上をおこななければなりません。理事は法人を代表し、定款に特別の定めのないときは、その過半数をもって業務を決定します。監事は、法人の業務のチェック機関ですので、業務を執行する理事又は法人の職員を兼ねることはできません。

定款による代表権の定めについて

平成 24年 4月の NPO法及び組合等登記令の改正法の施行により、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となり、定款をもって、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合には、その旨を登記しなければなりません。また、特定の理事（理事長等）のみが、法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、当該理事以外の理事を、登記する必要がなくなりました。

(4) 事業報告書等の情報公開

法人は、毎事業年度初めの 3か月以内に、前事業年度に係る次の書類を作成して主たる事務所に備え置き、社員その他の利害関係人から請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、閲覧させなければなりません（設立又は合併直後の法人は①から④の書類に代えて財産目録）。

事業報告書等の提出書類

- | | |
|---------|---|
| ① 事業報告書 | ⑤ 年間役員名簿（前事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所又は居所及び報酬の受取の有無を記載した名簿） |
| ② 活動計算書 | ⑥ 前事業年度の末日における社員のうち 10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面 |
| ③ 貸借対照表 | |
| ④ 財産目録 | |

(5) 富田林市長への年次報告

毎事業年度終了後 3か月以内に上記(4)の表にある書類を富田林市長に提出しなければなりません。ただし、平成 24年 4月 1日以後、最初に事業報告書等を提出するまでに最新の役員名簿を提出していない場合は、事業報告書と併せて提出してください。

(6) 富田林市長への届出等

提出の時期	提出書類の種類
1年に1回 (年度開始後3ヶ月以内)	事業報告書等 (活動実績がない場合も提出が必要)
少なくとも2年に1回 (役員選任後遅滞なく)	役員変更等届出書 (役員の任期は2年以内であり、再任の場合も届出が必要)
その他、随時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員変更等届出書 (辞任・新任等があった場合) ・ 定款変更届出書 (①事務所の所在地の変更 (所轄庁の変更を伴わない場合に限る)、②役員の数の変更、③資産に関する事項の変更、④会計に関する事項の変更、⑤事業年度の変更、⑥解散に関する変更 (残余財産の処分に関する事項を除く)、⑦公告の方法の変更、⑧法第11条第1項各号にない事項 (合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項)) ・ 定款変更認証申請書 (上記の定款変更届出書 (①～⑧) に該当する内容を除く変更 (市長の認証を受けなければ定款変更の効力は生じません))

等

事業報告書は、富田林市において、提出を受けた過去3年分書類を一般に公開 (閲覧) します。

また、市役所での書面による閲覧に加え、インターネット上でも情報を公開しています。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

[NPO ホームページ | 内閣府](https://www.npo-homepage.go.jp/) <https://www.npo-homepage.go.jp/>



4 特定非営利活動法人の監督

(1) 富田林市長による監督

① 報告徴収・立入検査

富田林市長は、法人が法令や法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認める相当な理由があるときは、法人の業務又は財産の状況に関し、報告をさせ、又はその職員に検査をさせることができます。

② 改善命令

富田林市長は、次の事項が認められる場合は、法人に対して、その改善のために必要な措置を取るよう命ずることができます。

- 法第12条第1項第2～4号に規定する法人の要件を欠くとき
- 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反するとき
- その運営が著しく適正を欠くとき

③ 設立認証の取消し

富田林市長は、次の場合には聴聞手続を経て、法人の設立の認証を取り消すことができます。

- 法人が改善命令に違反し、他の方法により監督の目的を達することができないとき
- 3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないとき
- 法人が法令に違反した場合において、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないとき
- 設立認証を受けた者が設立の認証があった日から6ヶ月を経過してもなお、登記をしないとき

なお、法人の運営については、事業報告書等の公開等を通じた市民による緩やかな監視のもとで自主的・自律的に行われるべきとして、富田林市長は、法人が違法な行為を行ったとき等を除いて、原則として関与しないこととされています。

(2) 罰則規定

法に違反した場合は、50万円以下の罰金や20万円以下の過料に処せられることがあります。